

(案)

四万十市立保育所の民営化に伴う運営に関する協定書

四万十市（以下「甲」という。）と〇〇法人（以下「乙」という。）とは、四万十市立保育所の民営化に伴い、その運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を保育所として円滑に運営するために必要な事項を定めるものとする。

(信義誠実の原則)

第2条 甲及び乙は、相互の信義を重んじ、この協定を誠実に履行しなければならない。

(名称及び所在地)

第3条 この協定の目的となる保育所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 〇〇保育所
- (2) 所在地 高知県四万十市中村東町一丁目 23 番

(協定の期間)

第4条 この協定の期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、期間終了後においても、甲乙協議のうえ、この協定を継続して結ぶよう努めるものとする。

(遵守事項)

第5条 乙は、本施設の運営に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）を遵守した保育を行うとともに、関係法令に適合すること。
- (2) 障害児保育
 - ア 障害児を受け入れ、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮して指導すること。
 - イ 障害児児童の児童数又は障害の程度に応じて、職員を加配すること。
- (3) 延長保育事業
- (4) 一時預かり
- (5) 休日保育
- (6) 小学校との連携事業を実施すること
- (7) 食育・給食事業
 - ア 給食を通じて、児童の健やかな食生活を培い、食育の推進を実施すること。

(案)

イ 安全な食材を確保し、主食を含み、麺類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。

ウ 健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、アレルギー対応について除去食を行い、代替食で対応すること。

エ 給食は、施設職員により自園調理し提供すること。調理員の配置については、公立保育所と同様とすること。

(8) その他の保育所の事業内容については、甲と協議すること。

(引継ぎ・共同保育)

第6条 甲及び乙は、当該保育所の運営にあたって、保育の内容等に関する事項を引き継ぐため、当該保育所において、公立保育所の職員及び民営化後の保育所の職員となる予定の者が共同で行う保育（以下「引継ぎ・共同保育」という。）を実施するものとする。

(立入検査)

第7条 甲は、保育所の運営を適切にさせるため必要があると認めるときは、乙若しくは保育所の所長に対して必要と認める事項の報告を求め、又はその施設に立ち入り、整備、帳簿書類その他物件を検査できるものとする。

2 甲は、乙が正当な理由なくこの協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、乙に対し、この協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 四万十市中村大橋通4丁目10番地
四万十市長

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○